

議案第 8 号

東郷町町民交流拠点施設条例の一部改正について

東郷町町民交流拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町町民交流拠点施設「イーストプラザいこまい館」の施設利用の変更に伴い必要があるからである。

東郷町町民交流拠点施設条例の一部を改正する条例

東郷町町民交流拠点施設条例（平成15年東郷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「、指導会議室」を削る。

別表第3多目的室Bの項の次に次のように加える。

多目的室C	1時間につき	600円
-------	--------	------

別表第3指導会議室1の項及び指導会議室2の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町町民交流拠点施設「イーストプラザいこまい館」の施設利用の変更に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 設置する施設から「指導会議室」を削ること。（第8条及び別表第3関係）
- (2) 新たに「多目的室C」を設置し、利用料金の基準額を1時間につき600円と定めること。（別表第3関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。